

平成29年4月1日採用椎葉村嘱託職員採用試験実施要領

1 採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

試験は、次の職種で行います。

職 種	採用予定人数	職 務 内 容
公用車運転用務	1名	村長部局等に勤務し、公用車運転用務に従事します。
地籍用務	1名	村長部局等に勤務し、地籍調査用務に従事します。
農業委員会用務	1名	村長部局等に勤務し、農業委員会用務に従事します。
小学校給食用務	1名	大河内小学校に勤務し、小学校給食用務に従事します。
中学校給食用務	1名	共同調理場に勤務し、中学校給食用務に従事します。
病院調理用務	1名	国保病院に勤務し、調理用務に従事します。
病院薬剤師	1名	国保病院に勤務し、専門技術的用務に従事します。

2 受験資格

(1) 学 歴

学歴は問いません。

(2) 資 格

公用車運転用務	・・・	大型運転免許取得者
地籍用務	・・・	普通運転免許取得者
農業委員会用務	・・・	普通運転免許取得者、ワード・エクセルが使える方
小学校給食用務	・・・	特になし
中学校給食用務	・・・	特になし
病院調理用務	・・・	特になし
病院薬剤師用務	・・・	薬剤師免許取得者

(3) 年 齢

次の表（平成29年4月1日付け）のとおりです。

職 種	年 齢
公用車管理用務	60歳 まで
地籍用務	64歳 まで
農業委員会用務	40歳 まで
小学校給食用務	55歳 まで
中学校給食用務	55歳 まで
病院調理用務	64歳 まで
病院薬剤師用務	64歳 まで

(4) 欠格事項

次のいずれか一つに該当する者は受験できません。

- (ア) 日本国籍を有しない者
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (エ) 椎葉村職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (オ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

職 種	試 験	試験の日時	試 験 場	合格発表
全職種	作文試験	3月10日(金) 9時30分 受付開始 9時50分 着 席 10時00分 試験開始 11時30分 試験終了 < 昼 食 >	椎葉村役場 〒883-1601 椎葉村大字下福良 1762番地1 TEL0982(67)3111	3月中旬に役場前 掲示板に掲載する ほか合格者に通知 します。
	面接試験	3月10日(金) 13時00分 受付開始 13時05分 試験開始 (受験番号順におおよそ 一人当たり15分程度で 終了後解散)		

※試験中に携帯電話を時計代わりに使用することはできません。

4 試験の方法

試験については、次のとおり実施します。

試験区分	試験科目	内 容
全職種	作文試験	表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験
	人物試験	面接試験

5 受験手続

(1) 申込用紙請求先等

ア 申込用紙の交付場所
椎葉村役場総務課

イ 郵便による申込用紙の請求方法

請求先 〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1
椎葉村役場総務課行政グループ人事担当

封筒の表に「椎葉村嘱託職員採用試験受験申込書請求」と朱書し、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(A4判が入る大きさ)を必ず同封し、椎葉村役場総務課に請求して下さい。

なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 申込用紙の提出先

椎葉村役場総務課

(〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1)

申込手続 所定の申込用紙に必要事項を記入し、最近6か月以内に撮影した写真を所定の処に貼り、82円切手を提出してください。

写真の貼っていないもの、職種の記入のないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

※ 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。

なお、封筒の表には、「椎葉村嘱託職員採用試験受験」と朱書きしてください。

(3) 受付期間

受付期間は、次の表のとおりです。

全職種	◎2月17日(金)～3月3日(金)まで。 ・8時30分から17時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。) 郵送の場合は3月3日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。
-----	---

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。3月7日(火)を過ぎても受験票が到着しない場合は、椎葉村役場総務課行政グループ人事担当(TEL0982-67-3201)に連絡してください。

6 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから任命権者によって採用が決定されます。

嘱託職員の採用は、原則として1年間の雇用となります。今回の試験の合格者は、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで1年間の採用となります。ただし、必要に応じて更新することもあります。

7 報酬・勤務条件等

(1) 報酬等

報酬は椎葉村嘱託職員規程に基づき、職種の内容に応じて支給されます。

通勤手当が通勤距離に応じて、また期末手当が報酬月額と同額、10月と3月にそれぞれ支給されます。

(2) 勤務条件・休暇等

勤務時間は1日7時間45分、原則として週休2日制土曜日・日曜日（病院調理用務はこれに限らない）は休みとなっています。休暇についても、規程に基づき取得できます。

年次休暇・・・20日

夏季休暇・・・3日

病気休暇・・・30日

8 問い合わせ先

椎葉村役場総務課行政グループ人事担当

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

TEL 0982-67-3201